第１回　南あわじ市下水道事業審議会　次第

日時：令和８年９月２９日（火）午後１時３０分～

場所：南あわじ市役所第２別館３階　多目的ホール

１．開　会

２．市長挨拶

３．委嘱状交付

４．委員・事務局紹介

５．会長及び副会長の選出

６．諮問

７．議事

議題①　南あわじ市下水道事業審議会の運営について
（運営要領・会議の公開に関する要領）

議題②　議事録署名委員の指名について

議題③　南あわじ市下水道事業の現状と課題について

８．その他

・今後のスケジュールについて

９．閉会

南あわじ市下水道事業審議会委員名簿

（令和８年９月１日現在：敬称略）

区　分	氏　名	役　職　名
条例第４条第１項第１号 学識経験のある者	瓦田　沙季	兵庫県立大学大学院社会科学研究科 会計専門職専攻　教授
条例第４条第１項第２号 専門的な知識を有する者	四宮　章博	淡路税理士法人　代表社員
条例第４条第１項第３号 住民を代表する者	米田　信次	南あわじ市連合自治会 阿那賀地区代表理事
	黒田　富子	南あわじ市消費者協会　副会長
	井本　好則	南あわじ市商工会　会長
	杉本　直美	南あわじ市商工会　女性部長
	藤川　啓治郎	一般社団法人　淡路島観光協会 南あわじ地区会
	平見　明子	社会福祉法人　南あわじ市社会福祉協議会 事務局長
条例第４条第１項第４号 特に必要があると市長が 認める者	山口　智康	公募委員
	廣瀬　ちさ	公募委員

※任期：令和８年９月１日～令和１０年８月３１日

区　分	氏　名	役　職　名
事務局	新地　重幸	南あわじ市まちづくり建設部付部長
	郷　　佳広	南あわじ市まちづくり建設部 下水道課長
	東　　和幸	南あわじ市まちづくり建設部 下水道課副課長
	千川　佳奈	南あわじ市まちづくり建設部 経営総務係長

南あわじ市下水道事業審議会条例

令和8年3月30日
条例第18号

（設置）

第１条　下水道事業の健全な運営に関し必要な事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、南あわじ市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、次に掲げる事項について審議し、必要に応じて市長に意見を述べ、又は答申を行う。

(1)　下水道事業の運営及び管理に関する重要事項

(2)　下水道使用料の設定、改定その他見直しに関する事項

(3)　市長の諮問に応じて行う答申に関する事項

(4)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　審議会は、委員10人以内で組織する。

（委員）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　専門的な知識を有する者

(3)　住民を代表する者

(4)　前３号に掲げる者のほか、審議会の所掌事務を遂行するために特に必要があると市長が認める者

２　委員の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

４　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けたときの会議は、市長が招集する。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、まちづくり建設部下水道課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（会議招集の特例）

２　第６条第１項の規定にかかわらず、委員を委嘱した日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

（南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年南あわじ市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

下水道事業審議会	会長	日額15,000円
	委員	日額8,000円

南あ下水発第415号
令和８年９月２９日

南あわじ市下水道事業審議会会長　様

南あわじ市長　守　本　憲　弘

諮　問　書

南あわじ市下水道事業審議会条例第２条の規定に基づき、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

１　諮問事項　南あわじ市公共下水道条例第34条第１項に規定する使用料について

２　諮問理由

南あわじ市における下水道事業は、施設の老朽化による維持管理費の増加や改築更新費の増大、人口減少に伴う使用料収入の伸び悩みといった課題に直面しています。これらの課題を解決し、下水道事業を将来にわたり持続可能なものとするためには、安定した財政基盤の確立が不可欠であり、現行の使用料の見直しが喫緊の課題となっております。

つきましては、多様な視点から幅広く意見を伺い、持続可能な事業経営を行うための適切な使用料について諮問するものです。

３　答申期限

答申は令和９年１０月末を目途にお願いいたします。

南あわじ市下水道事業審議会運営要領（案）

令和８年９月２９日
審　議　会　決　定

（趣旨）

第１条　この要領は、南あわじ市下水道事業審議会条例（令和８年南あわじ市条例第 18 号。以下「条例」という。）第８条の規定に基づき、南あわじ市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第２条　審議会は、会長が必要と認めるときに開催する。

２　会長は、審議会を招集しようとするときは、審議会の開催の日の３日前までに議案を添えて開催の日時及び場所を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（出欠の届出）

第３条　委員は、病気その他の理由により審議会に出席できない場合は、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

（委員以外の者の出席）

第４条　会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

（議長）

第５条　議長は、会議の議事を主宰し、秩序を保持する。

２　会長及び副会長に事故があるときは、出席した委員のうちから互選された者が議長となる。

（発言の許可）

第６条　審議会において発言しようとするものは、議長の許可を得なければならない。

（質疑終結の宣言）

第７条　質疑が終わったときは、議長は質疑の終結を宣言して表決に付さなけ

ればならない。

（表決の宣言）

第８条　議長は、表決をしようとするときは、表決に付する案件を宣言しなければならない。

２　議長が前項の表決の宣言したのちは、何人も議題について発言することができない。ただし、表決の方法についての発言は、この限りでない。

（表決の方法）

第９条　表決の方法は、投票、挙手及び異議の有無によるものとし、議長が適宜これを用いる。

（審議会の公開）

第 10 条　審議会（審議会の運営に関する議事を除く。）は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、審議会を公開しない旨の議決したときは、この限りでない。

⑴　情報公開条例（平成 17 年南あわじ市条例第 18 号）第７条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合

⑵　審議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

２　審議会の公開に関して必要な事項は、別に定めることができる。

（議事録）

第 11 条　会長は議事録を調製し、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

⑴　審議会の会議の日時及び場所

⑵　出席した委員の氏名

⑶　案件の内容

⑷　その他会議において必要と認めた事項

２　議事録に署名押印する委員は２人とし、議長がその会議において指名する。

３　議事録は、次の各号に掲げる事項を除いて公開することができる。

⑴　発言した委員及び出席者の氏名

⑵　前号に掲げる者の氏名が識別され得ると会長が認める事項

⑶　事前説明事項に関する議案事項

⑷　その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

（補則）

第 12 条　この要領に定めるもののほか、審議会の議事その他運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日等）

1　この要領は、令和８年９月 29 日から施行する。

2　最初に招集される委員会は、第２条の規定にかかわらず、市長が招集する。

南あわじ市下水道事業審議会の会議の公開に関する要領（案）

令和８年９月２９日
審　議　会　決　定

（趣旨）

第１条　南あわじ下水道事業審議会運営要領第 12 条の規定に基づき、南あわじ市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定める。

（傍聴の手続）

第２条　審議会の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴者名簿（様式第１号）に必要事項を記入し、係員の指示に従い、先着順に傍聴席において傍聴するものとする。

２　傍聴の受付は、審議会開会予定時刻の 30 分前から会場入口で行う。

（傍聴の制限）

第３条　審議会の会長（以下「会長」という。）は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、会議の傍聴を制限し、又は拒むことができる。

(1)　あらかじめ会議を非公開としているとき

(2)　傍聴席が満席となったとき

(3)　傍聴者が酒気を帯びていると認められるとき

(4)　傍聴者が会議の妨げになると認められる器物等を携帯しているとき

(5)　前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めるとき

（傍聴人の遵守事項）

第４条　傍聴人は、傍聴席において次に各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　みだりに傍聴席を離れないこと。

(2)　私語、談話、拍手その他会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(3)　議事に批判を加え、又は賛否を表明する行為をしないこと。

(4)　飲食をしないこと。

(5)　携帯電話その他これに類するものの電源を切り、使用しないこと。

⑹　撮影録音等を行わないこと。

⑺　係員の指示に従うこと

⑻　前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨げになるような行為をしないこと

（報道関係者の特例）

第５条　報道関係者は、第４条第６号の規定にかかわらず、写真の撮影をすることができる。

（退場）

第６条　会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたとき、傍聴人に対し退場を命ずることができる。

⑴　会議を非公開としたとき

⑵　傍聴人が第４条の規定に違反し、必要な指示に従わないとき

⑶　前２号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めるとき

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この要領は、令和８年９月 29 日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

下水道事業審議会 傍聴人名簿

【開催日時】　　年　月　日

【開催場所】

受付番号	氏　名	住　所